

### 第3回 大阪市都市計画審議会 会議要旨

1 日 時 平成19年2月6日(火) 午後4時から午後6時2分

2 場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

3 出席者

(委員)

村橋会長、岡村委員、角野委員、木村委員、志水委員、鳴海委員、槇村委員、増田委員、松永委員、永藪委員、村尾委員、石川委員、大内委員、足高委員、北野委員、石井委員、新田委員、村尾委員、加藤委員、小玉委員、高橋委員、明石委員、稲森委員

(臨時委員)

沢田委員

(本市出席者)

(幹事)

箕田計画調整局長、北村計画部長、川田都市計画課長

(説明者)

[計画調整局]

高橋都市プロモーション企画担当課長、坊農都市デザイン課長

[住宅局]

平岡企画部長、高橋住環境計画課長、梅村建築企画課長

[環境事業局]

堀産業廃棄物規制担当課長

[港湾局]

藪内開発調整担当課長

4 議 題

議第113号 大阪都市計画地区計画の変更について

議第114号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

議第115号 大阪都市計画地区計画の決定について

議第116号 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

5 議事要旨

1. 計画調整局(幹事)から議題について説明を行った。審議の結果、原案のとおり可と答申された。

・議第113号 大阪都市計画地区計画の変更について

「御堂筋地区地区計画」の変更について審議されました。

・議第114号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

「本町三丁目南地区」の追加について審議されました。

・議第115号 大阪都市計画地区計画の決定について

「平野郷地区地区計画」の決定について審議されました。

・議第116号 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する位置(大正区南恩加島七丁目)について審議されました。

## 2. 意見等の概要は次のとおり

(議第113号・議第114号)

### ■委員からの主な意見・質問

・本町三丁目南地区において建築の高さの最高限度が140メートルとなれば、御堂筋のまちなみの連続性が破壊される。反対である。

・今回の地区計画の変更は、御堂筋のこれまでの景観政策の中で、今までの高さを揃えるという流れとは違い、ミナミとキタの間に新たな拠点をつくることを打ち出している。本町の交差点が大阪の都市構造の中で今後いかに重要であるか、今回の地区計画等の変更によりどのような効果が期待されるかについて見解を伺いたい。

・将来にわたって、民地の中で公共的屋内空間としての利用をどのように担保、誘導していくのか。

・本町地区が将来も船場の中心として発展していくためには、船場センタービルを取り込む、あるいはそれを超えて南北が交流しあうような空間をつくっていかなければならない。

・新しい拠点の形成を、市としてどこが誘導していくのか。

・淀屋橋から本町に至る中間のエリアについて50メートルの軒高規制を堅持するような方向性は景観協議会において議論されているのか。

・銀杏並木は御堂筋の景観的価値である。公共空間と一体的に景観をどう担保していくのか。

### ■本市説明

・本町地区等においては、新しいビジネスの集積とともに文化・交流機能や商業機能の導入が必要であると考えている。

・今回の変更は、船場周辺において活発化している民間による地域のまちづくり活動を促進し、エリア全体、ひいては大阪の活性化につながるものであると考える。

・公共的屋内空間については、四つの街区全体としてまとまりのあるスクエア機能が必要と認識している。

・公共空間との一体的な担保性については、今後、景観協議会における議論を踏まえながら、都市デザイン課を中心に各セクション間の連携を図りながら指導を行っていく。

### ■委員からの主な意見・質問

・地元において、HOPEゾーン協議会がつくられ、まちづくりが進められてきたが、商業地域のため、地元の反対があったけれども12階建てのマンションが建設された経緯がある。案のとおり手続きを進めていただきたい。

・現状にふさわしい用途地域に今後変更していただきたい。

・今後も末永い補助支援をお願いしたい。

(議第116号)

### ■委員からの主な意見・質問

・この場所に最も近い大気汚染の状況測定局があり、大正区の場合は平尾小学校が測定局の一つになっている。SPM、いわゆる浮遊粒子状物質の基準が、長期的評価で、大阪市内の測定局の中で平尾小学校だけが不適合になっている。

こういうところに、また新たに産業廃棄物の工場が出てくることについて不安を持っているのは当然である。これ以上悪化させてはならないという認識で指導に当たってもらうのが本当の姿だと思うが、見解表明と決意を伺っておきたい。

- ・ 法や条例で示されている基準や規制の範囲等、その他もろもろの今の法体系は完全無欠ではない。住民の福祉を守るということを重視した行政の立ち回りが必要だと思う。賛成できない。

■本市説明

- ・ 処理施設の建設開始、完成時の検査のほか、他の処理施設と同様に定期的な解析調査、処理実績等の監視を行い、環境保全上、支障のない事業が行われるよう指導していく。

3. 本市からの説明、今後の対応等

- ・ 本審議会の答申を受けて、必要な手続きを経て、都市計画決定(変更)を行う。

(議第113号から議第115号)